

資料編



南部箕蚊屋広域連合介護保険運営協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 南部箕蚊屋広域連合における介護保険事業の運営にあたり、幅広い参画を得てその円滑な実施を図るため、南部箕蚊屋広域連合介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する介護保険事業計画の策定、進行管理及び評価に関すること
- (2) 介護保険事業の運営状況の審査に関すること
- (3) 地域密着型サービス等の指定及び介護報酬の設定に関すること
- (4) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業を円滑に行うために必要な事項

(組織)

第3条 運営協議会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者の内から南部箕蚊屋広域連合長(以下「連合長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護保険事業関係団体等の代表者
- (3) 南部町、伯耆町及び日吉津村の住民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員は、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱する。ただし任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、運営協議会を統括し、会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(意見の聴取等)

第7条 運営協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、南部箕蚊屋広域連合事務局において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

2 各任期の最初の運営協議会は、第6条の規定にかかわらず、連合長がこれを招集し、会長が選出されるまでの間、議長となる。

南部箕蚊屋広域連合介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

| | 氏名 | 選出区分 | 所属等 |
|-----|--------|-------------|---------------------------------|
| 会長 | 松田 紀典 | 住民代表 | 日吉津村 |
| 副会長 | 加藤 節雄 | 介護保険事業関係団体等 | 社会福祉法人南部町社会福祉協議会 |
| 委員 | 飛田 義信 | 学識経験者 | 鳥取県西部広域行政管理組合 介護認定審査会会長 |
| 委員 | 勝部 範子 | 介護保険事業関係団体等 | 社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会 |
| 委員 | 篠原 一郎 | 介護保険事業関係団体等 | 医療法人萌生会・社会福祉法人萌生会 |
| 委員 | 田村 矩章 | 介護保険事業関係団体等 | 南部町国民健康保険西伯病院 ※平成 23 年 3 月まで |
| 委員 | 長渕 忠文 | 介護保険事業関係団体等 | 南部町国民健康保険西伯病院 ※平成 23 年 6 月から |
| 委員 | 永倉 明佳 | 介護保険事業関係団体等 | チューリップホーム ※平成 23 年 3 月まで |
| 委員 | 吉岡 一郎 | 介護保険事業関係団体等 | よろず承り処・ひえづの里 ※平成 23 年 6 月から |
| 委員 | 中原 敏子 | 介護保険事業関係団体等 | 社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会 |
| 委員 | 橋井 浩子 | 介護保険事業関係団体等 | 医療法人社団昌平会 |
| 委員 | 山野 良夫 | 介護保険事業関係団体等 | 社会福祉法人伯耆の国 |
| 委員 | 市原 文子 | 住民代表 | 南部町 |
| 委員 | 玉木 久美子 | 住民代表 | 南部町 |
| 委員 | 瀬山 正八郎 | 住民代表 | 伯耆町 |
| 委員 | 野口 洵 | 住民代表 | 伯耆町 |
| 委員 | 植田 満佐美 | 住民代表 | 日吉津村 |

任期：平成 21 年 11 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日

介護保険事業計画策定の経過

| 回 | 開催日 | 審 議 内 容 |
|-------|-------------------|--|
| 第 1 回 | 平成 23 年 10 月 20 日 | <ul style="list-style-type: none">・ 第 5 期介護保険事業計画の基本指針（案）について・ 第 5 期介護保険事業計画の記載項目について・ 第 5 期保険料設定について・ 第 5 期介護保険事業計画策定に向けての自由討議 |
| 第 2 回 | 平成 23 年 11 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none">・ 第 5 期介護保険事業計画（素案）について・ 第 5 期介護保険事業計画（素案）に関する意見募集について |
| 第 3 回 | 平成 23 年 12 月 15 日 | <ul style="list-style-type: none">・ 第 5 期介護保険事業計画（素案）について |
| 第 4 回 | 平成 24 年 1 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none">・ 第 5 期介護保険事業計画（案）について |

介護保険の保険給付等一覧

| サービスの種類 | | サービスの内容等 |
|-------------------------|--------------------------|---|
| 介護 (介護予防) サービス | 訪問介護 | 日常生活に支障がある人の家庭などへ介護福祉士やホームヘルパーなどが訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や調理・洗濯などの生活支援を行うサービス |
| | 訪問入浴介護 | 浴槽を搭載した入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介護を行うサービス |
| | 訪問看護 | 主治医の判断に基づいて、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話をを行うサービス |
| | 訪問リハビリテーション | 主治医の判断に基づいて理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、リハビリテーションを行うサービス |
| | 居宅療養管理指導 | 在宅で自立した日常生活を営めるように、医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の管理指導を行うサービス |
| | 通所介護 | デイサービスセンターへ通い、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話と機能訓練など、心身機能の維持・改善を行うサービス |
| | 通所リハビリテーション | 主治医の判断に基づいて、介護老人保健施設や病院・診療所などへ通い、必要なリハビリテーションを受けることで、心身の機能の維持回復を図るサービス |
| | 短期入所生活介護 | 介護老人福祉施設に短期間入所して、入浴・排せつ・食事などの介護や、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス |
| | 短期入所療養介護 | 介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所して、看護やその他に必要な医療を受けたり、その他日常生活上の世話を受けるサービス |
| | 特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅、ケアハウスなどに入居している要介護者が、その施設が提供する介護サービスを利用し、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話を受けるサービス |
| | 福祉用具貸与 | 在宅で能力に応じて自立した日常生活を営めるように、心身の状況により車いす・特殊寝台・歩行器などを貸与するサービス |
| (介護予防) 地域密着型 サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス |
| | 認知症対応型通所介護 | 認知症の要介護者が施設に通って、食事・排泄・入浴等の支援や機能訓練を受けるサービス |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 利用者の状態や希望に応じて、通い・訪問・泊まりを組み合わせ、食事・排泄・入浴等の介護や機能訓練を行うサービス |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 認知症の要介護者が施設に入居して、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス |
| | 地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護 | 定員29人以下の特別養護老人ホームで、主に寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられる施設 |
| 施設 サービス | 介護老人福祉施設 | 主に寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられる施設 |
| | 介護老人保健施設 | 病状が安定し、入院治療の必要がなくリハビリなどに重点を置いた方が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活介護のほか医学的管理のもとで看護、機能訓練などを受け、自宅に戻ることを目標とした施設 |
| | 介護療養型医療施設 | 急性期の治療が終わり、医学的管理のもとで長期療養を必要とする方が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活介護のほか医療、療養上の管理や看護を受ける施設 |
| 特定介護(介護予防)福祉用具購入 | | 福祉用具のうち、貸与になじまない排泄や入浴に使われる用具の購入費について、支給限度額基準額(1年間で10万円)以内で、かかった費用の9割を償還払いするもの |
| (介護予防)住宅改修 | | 手すりの取付・段差の解消など小規模な住宅改修の費用について、支給限度額基準額(同一住宅・同一対象者で20万円)以内で、かかった費用の9割を償還払いするもの |
| 居宅介護(介護予防)支援 | | 居宅サービスを適切に利用できるように、本人の心身の状況や環境・希望等を勘案し、介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービス提供確保のために介護サービス事業者との連絡・調整等を行うサービス |
| 高額介護(介護予防)サービス費 | | 要介護者や要支援者が支払った1割の負担額が一定以上の額を超えた場合に、超えた額を高額介護サービス費として払い戻すもの |
| 高額医療合算介護(介護予防)サービス費 | | 介護保険の利用者負担額と医療保険・長寿医療の一部負担金等の合計額が一定以上の額を超えた場合に、超えた額を高額医療合算介護サービス費として払い戻すもの |
| 特定入所者介護(介護予防)サービス費 | | 町村民税世帯非課税等の低所得者について、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)負担には限度額が設定され、限度額を超える部分についての費用が支給されるもの |
| 審査支払手数料 | | 事業所からの介護給付費請求に係る審査支払事務経費(国保連合会へ委託) |

用語解説

○ ICT機器

パソコンや携帯電話などの情報通信端末のこと。

○ 介護サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)

要介護認定を受けた方が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼して作成してもらい、どのサービスをどの程度受けるかをあらかじめ定めた計画のこと。

要支援認定を受けた方については、地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成します。

○ 介護相談員

介護サービスの提供の場を訪問し、サービスを利用する方の相談に応じ、利用者の不安解消を図るなどの活動を行う人のこと。

○ 基本チェックリスト

介護が必要にならないようにするための生活機能（日常生活に必要な心身の機能）の確認をする 25 項目の質問票のこと。

○ キャラバン・メイト

認知症サポーター（認知症を理解し支援する人）を養成するボランティアの講師役のこと。

○ ケアマネジメント

要介護認定者の状態やニーズにより、必要な福祉や医療などのサービスを効果的・効率的に提供するため、サービスの総合的な調整を行うこと。

○ 広域連合

多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するために、国や県からの権限や事務の受け入れ体制を整備するために創設された特別地方公共団体のこと。

○ 後期高齢者加入割合補正係数

75 歳以上の要介護（要支援）認定者の第 1 号被保険者に占める割合について、全国平均と本広域連合を比較した係数のこと。

要介護リスクの高い後期高齢者加入割合の格差があることによって生じる保険財政の不均衡を是正するために、調整交付金を算定する際にこの係数が用いられます。

○ コーホート変化率法

人口を男女・年齢別に区分し、過去における実績人口の動きから変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

○ 財政安定化基金

予定していた以上の給付費の増大や保険料収納率の悪化等により、保険者の保険財政に不足が生じた場合に資金の交付・貸付を行い、保険財政の赤字やその赤字を埋めるための一般財源からの繰り入れを回避し、保険財政の安定化を図るために都道府県に設置される基金のこと。

○ 参酌標準

国が示した値で、必要なサービスを整備するための基本的な目標値のこと。

○ 準備基金

毎年度の介護保険料の余剰金を積み立てた基金のこと。

翌年度以降の保険料に不足が生じた場合などに取り崩してこれを補います。

○ 所得段階別加入者割合補正後被保険者数

保険料基準額を算定する際に、所得段階別の人数に各段階の負担率を乗じて、全ての人を第4段階（基準額）の該当者に換算した人数のこと。

○ 所得段階別被保険者数補正係数

被保険者の所得段階別の割合について、全国平均と本広域連合を比較した係数のこと。

同じ被保険者数・給付費でも、所得段階別加入者割合で保険料基準額に格差が生じることから、調整交付金を算定する際にこの係数が用いられます。

○ 成年後見制度

認知症のある高齢者や、知的障害のある人など判断能力の不十分な方に対し、後見人を選任して財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意志をできる限り生かしながら、権利と財産を守り支援する制度のこと。

○ 第1号被保険者

南部箕蚊屋広域連合管内の町村に住所を有する65歳以上の人のこと。

○ 第2号被保険者

南部箕蚊屋広域連合管内の町村に住所を有する40歳以上64歳未満の医療保険加入者のこと。

○ 地域ケア会議

保健、福祉及び医療に係る総合的な調整及び推進を図り、高齢者の多様なニーズに対応した適切なサービスを提供することができるようにするために行う会議のこと。

○ 地域包括ケアシステム

高齢者の生活を地域で支えるために、まず高齢者のニーズに応じ、①住宅が提供されることを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、②独居や夫婦二人暮らしの高齢者世帯、或いは認知症の方がいる世帯に対する緊急通報システム、見回り、配食等の介護保険の給付対象でないサービス、③介護保険サービス、④介護予防サービス、⑤在宅の生活の質を確保する上で、必要不可欠な医療保険サービスの5つを一体的に提供していくという考え方。

○ 調整交付金

75歳以上高齢者の比率が高い保険者や第1号被保険者の所得水準が全国より低い保険者に対して、介護保険の財源が不足しないよう財政力格差を調整するために国が交付するもので、国の負担割合の25%のうち5%の部分のこと。

○ 二次予防事業対象者

要支援・要介護になるおそれの高い高齢者のこと。

○ 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住みなれた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のこと。

本広域連合では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件等を勘案し、構成町村（南部町、伯耆町、日吉津村）ごとに日常生活圏域を設定しています。

○ パブリックコメント

行政機関が政策等を決めるときに、その案を広く住民に公表し、その案についての意見や情報を募集すること。

○ 予定保険料収納率

予定保険料収納率とは、保険料として賦課する総額に対して、実際に収納される保険料の見込み額の割合のこと。

当該収納率を見込むにあたっては、過去の収納率の実績等を勘案して見込むものとされています。